

令和5年第10回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和5年10月26日（木）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第10回座間市農業委員会定例総会議事録

令和5年10月26日、第10回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1 森川保	7 吉川充
2 草薙初夫	8 小泉聡
3 若菜成之	9 鈴野伸吾
4 曾根将彦	10 吉川浩正
5 池上元徳	11 市川芳明
6 吉川稔恒	12 山村優子

会議を欠席した委員

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾根 覚、池上 光昭、野島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|------|-------|
| 1 | 事務局長 | 田川敦子 |
| 2 | 次長 | 曾根和士 |
| 3 | 庶務係長 | 河野誠 |
| 4 | 主事補 | 東田佑太郎 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第20号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第21号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第43号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第44号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 7 議案第45号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第46号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 9 議案第47号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 10 議案第48号 農用地利用集積計画について

その他

午後 1 時30分開会

- 議長 ただいまの出席委員は12人で、定足数に達しております。
- これより令和 5 年第10回座間市農業委員会定例総会を開会といたします。
- それでは、本日の議事に入ります。
- 本日の議事日程は、お手元に配布されておりますとおり定めましたので、ご了承願います。
- 日程第 1、議事録署名委員の指名について。
- 座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、5 番池上元徳委員、12番山村優子委員の兩名を指名いたします。
- 次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。
- 事務局 それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。
- まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 5 年 9 月 28 日（木）から令和 5 年 10 月 25 日（水）までの概要でございます。
- 先月、9 月 28 日（木）、この場所におきまして、令和 5 年第 9 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、2 件、2 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、2 件、3 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。
- 議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、3 件、13筆の 3 議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。
- 10 月 1 日（日）には日産自動車（株）座間事業所で開催された、ひまわりフェスタ i n N I S S A N 2023に、会長が来賓として出席されています。
- 10 月 19 日（木）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。
- 10 月 24 日（火）には農地利用最適化推進委員により、座間・新田宿地区の農地パトロールを実施しています。
- 続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 8 件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により処理をさせていただきました。
- 諸報告は以上でございます。よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第20号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第21号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出についてを事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第20号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年10月26日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第21号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年10月26日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第3条許可届出については、記載のとおりで、この後、議題とさせていただきます。

法第4条届出について、地目、田が1筆、地積、552㎡、畑が5筆、地積、1,669㎡。

法第5条届出について、地目、田が1筆、地積、118㎡、畑が4筆、地積、769㎡。

合計としまして、地目、田が2筆、地積、670㎡、畑が12筆、地積、7,955㎡、総合計としましては、筆数合計、14筆、地積合計が8,625㎡でございます。

以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第43号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを

議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5、議案第43号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和5年10月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

お手元の資料3ページをご覧ください。

まず譲渡人は、座間市栗原中央二丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さん。

譲受人は、座間市栗原■■■■■にお住まいの、■■■■■さん及び■■■■■さんです。

土地につきましては、栗原字中丸■■■■■、地目、畑、地積、1,583㎡です。

案内図につきましては、資料4ページをご覧ください。

座間厚生病院の北側にごございます市街化調整区域の畑、1筆でごございます。

譲受人の■■■■■さんですが、座間市の認定農業者で、水稲作や露地栽培を30年以上営んでおられます。また、現在、農作業は息子の■■■■■さんも従事しております。

所有する農業機械は、トラクター、耕耘機、田植機等です。

内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議長

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 議案第43号でごございます。ちょうど1週間前に、局長、次長、係長、担当、あと農地部会員とで見えてまいりました。また、先月からなのですが、タブレットを使って、時短ということで省略している地区もありましたので、ご報告いたします。

事務局から報告があったとおり、前推進委員の■■■■■さんでごございます。今度、所有権を移転する土地というのは、自宅から物すごく近い場所です。ですから、管理は当然しやすいということと、息子さんが今までサラリーマンで、その間、手伝っていたということらしいのですが、本格的に農業に従事するということを聞いておりますので、管理的には何ら問題はないと思います。

以上です。

議長

議案第43号の地区担当委員は草薙初夫委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

草 薙 委 員 事務局から報告がありましたように、 さんは篤農家であります。また、さらに部会長からのご説明のとおり、前回の農業委員の推進委員をやっておられまして、さらに今回、息子さんが会社を退職されまして、農業に専念するということでもありますので、本件については問題ないと考えます。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第43号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第43号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第44号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第6、議案第44号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和5年10月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の5ページをご覧ください。

ここで、配布させてもらった5ページの資料の中に1点誤りがございましたので訂正させてください。表内、譲受人の耕作面積の表記についてですが、田の面積と畑の面積をひっくり返しで表記してしまいました。正しくは、田が1,840㎡、畑が4,658㎡、合計は変わりません。

申し訳ございません、お手元の資料の訂正をお願いいたします。

それでは、説明に戻らせていただきます。

まず譲渡人は、座間市入谷西三丁目 にお住まいの、 さん。

譲受人は、厚木市三田三丁目 にお住まいの、 さんです。

土地につきましては、番号1、栗原字中丸980番4、地目、畑、地積、3,629㎡。番号2、栗原字中丸980番6、地目、畑、地積、305㎡。

案内図につきましては、資料6ページをご覧ください。

座間洋らんセンターの南西に位置する市街化調整区域の畑、2筆でございます。

譲受人の■■■さんですが、厚木市で造園業を営み、本年4月にも市内の別の農地で3条の許可を受けた方で、さらに規模拡大をする意向から今回の申請に至ったものです。現在、田、1,840㎡、畑、4,658㎡、合計、6,498㎡を耕作しており、権利取得後は、サツマイモやダイコン、クリやカキなどを作付する予定となっております。

農業機械につきましては、耕耘機、トラクター、田植機を所有し、農業経営を行われております。

内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第44号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 報告いたします。議案第44号でございます。譲受人の■■■さん、ここよく聞くお名前なのです。私も3回ぐらいこの場で聞いております。厚木市の方が座間市の農地の所有権移転をするということであります。

面積なのですが、約4,000㎡、4反です。4反の畑を厚木から耕作しに来るとするのは、物すごく大変なのではないかなというふうに思います。

また、作付計画等は出ているのかということで事務局に確認しましたところ、きちんと出ていると。今、事務局報告でありましたとおり、果樹が主な作付の栽培になってしまうのかなというふうに個人的には思いました。

あと、農機具も全てそろっておりますので、問題は今のところないと思います。

以上です。

議長 　　議案第44号の地区担当委員は草薙初夫委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

草薙委員 　　ただいま農地部会長ご説明のとおり、問題ないと考えます。

以上です。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質

疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第44号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数。よって、議案第44号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第45号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第45号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年10月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

こちらは、引き続き農業経営を行っている旨の証明となっております。こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出するもので、これまでの3年間、農業経営を行っていたか審査するものです。

資料の7ページをご覧ください。

まず申請人でございます。座間市南栗原五丁目■■■■にお住まいの、■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年10月29日から令和5年10月26日。

特例適用農地につきましては、番号1、東原3丁目■■■■、地目、畑、地積、991㎡。番号2、東原3丁目■■■■、地目、畑、地積、991㎡、合計2筆、1,982㎡でございます。

■■■■さんは、平成17年にこの農地を相続し、今回で6回目の申請となります。

場所につきましては、案内図8ページをご覧ください。

以前ございました相模健康センターの北側に位置する市街化区域内の生産緑地の畑、2筆でございます。

所有する農機具は、トラクターを所有しているとのことでした。

また、ご本人はご高齢のため、前回の申請からは息子さんが耕作をしていると聞いて

ております。

内容につきましては以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、議案第45号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 ご報告いたします。議案第45号でございます。とにかくきれいな畑です。大切に使われていることが分かりました。問題ありません。

議長 議案第45号の地区担当委員は市川芳明委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

市川委員 ただいまの事務局並びに農地部会長の説明のとおりであります。現地、10月25日に見てまいりました。ナガネギ、サトイモ、サツマイモ、アズキ等を栽培されており、よく管理されていたことをご報告いたします。

よろしくお願ひいたします。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第45号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第45号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第46号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第46号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年10月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の9ページをご覧ください。

まず、申請人でございます。座間市座間1丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年11月26日から令和5年10月26日。

特例適用農地につきましては、番号1、座間1丁目■■■■■、地目、畑、地積、52㎡。番号2、座間1丁目■■■■■、地目、畑、地積、627㎡、合計2筆、679㎡でございます。

場所につきましては、案内図10ページをご覧ください。

座間下宿の交差点にあるミニストップの北側に位置する市街化区域内の生産緑地の畑、2筆です。

申請者の■■■■■さんですが、平成17年にこの農地を相続しています。

耕耘機などの農機具を所有され、農業をされている方でございます。

内容につきましては以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、議案第46号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 ご報告いたします。議案第46号でございます。■■■■■さんの畑ですが、座架依橋のこちらから行って、スタートのところですか。本来もっと農地があったのだと思うのですが、道路に引っかかってしまっていたのではないかなというふうに思います。

■■■■■さん本人とお話ししました。本人は家庭菜園の延長みたいなものなんですという話はされていましたが、ちょっとした百姓を負かしてしまうようないい作物を作っておられました。丁寧です。自宅の敷地内というか、すぐ横が自宅ですので、管理にしても物すごく管理しやすい環境ではないかなと思います。問題はございません。

以上です。

議長 議案第46号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川(充)委員 ただいまの部会長の報告のとおり、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第46号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数。よって、議案第46号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、議案第47号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、 委員は当事者でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限がございます。しばらくの間、退席をお願いいたします。

(委員 退室)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第9、議案第47号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年10月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の11ページをご覧ください。

まず、申請人でございます。座間市西栗原二丁目 にお住まいの、 さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年11月26日から令和5年10月26日。

特例適用農地につきましては、番号1、西栗原2丁目 、地目、畑、地積、1,347㎡。番号2、西栗原2丁目 、地目、畑、地積、1,679㎡、合計2筆、3,026㎡でございます。

場所につきましては、案内図12ページをご覧ください。

こちらは、中原小学校東側に位置する市街化区域内の生産緑地の畑、2筆でございます。

申請者の さんは、平成8年にこの農地を相続しておりますが、現在、長男の さんが中心となり、露地野菜の作付と、温室でスイートピー、パンジーなど、ご家族で農業経営をされております。

農機具は、耕耘機、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機等を所有しており、農業経営をされております。

内容につきましては以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、議案第47号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 　ご報告いたします。議案第47号でございます。■■■さんは、ガラス温室をこの農地に建てられて農業経営を行っております。農協の直売所にもかなり花を出荷されておりますので、全然問題は発生していないと思います。

以上です。

議長 　　議案第47号の地区担当委員は曾根将彦委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

曾根委員 　　ただいまの事務局、それから部会長の説明のとおりですので、問題はないと思います。

よろしくお願いたします。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第47号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 　　挙手全員。よって、議案第47号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、■■■委員の入室を許可いたします。事務局でご案内をしてください。

(　　　　　委員　入室)

議長 　　市川委員にお伝えいたします。ただいま、議案第47号、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、全員の賛成で承認しましたので、申し伝えます。

次に、日程第10、議案第48号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第10、議案第48号、農用地利用集積計画について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和5年10月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

今回、農地中間管理事業を利用した貸し借りとなります。

農地中間管理事業は、農業振興地域内の農地の貸し借りについて、農地法によらず農業経営基盤強化促進法に基づき行うもので、農地中間管理機構が貸手、借人の間に入り、担い手への農地の集積、集約を推進する事業です。

農地中間管理機構は全都道府県に設置され、農地の中間的受皿となっており、神奈川県では、神奈川県知事が公益社団法人神奈川県農業会議を農地中間管理機構に指定しております。

この農地中間管理機構を通じた貸し借りについては、これまで利用集積計画の承認と市が作成する配分計画が必要となっておりましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律が改正されたことにより、貸手、借人の両者が決まっている場合には配分計画が不要になり一括で権利設定が可能となりました。よって、今回の議案では、同じ筆に対して二つの集積計画が提出されたものです。

内容につきましては、資料13、14ページをご覧ください。

通番1から通番5までの畑が5筆、通番6から通番11までの田が6筆、合計11筆でございます。

貸手の氏名、住所、所在地、現況地目、地積、利用権の種類、借人の氏名、住所、始期、終期、期間につきましては資料のとおりとなります。

案内図につきましては15ページから17ページをご覧ください。

まず、通番1から5になりますが、場所は、中河原橋の西側の座間第3市民農園、相模川グラウンドの入口の周辺に位置する畑、5筆。通番6から8につきましては、16ページです。JAの座間育苗センターの北側に位置する田、3筆。通番9から11番につきましては、案内図17ページになります。■■■■さんの小林園芸のハウスの南側に位置する田、3筆となります。

この農用地利用集積計画は、借手側が農業者として適正かどうか審査していただくものでございます。

借人の [] さんですが、現在、33歳で、令和2年4月1日から認定農業者となり、市内で約10町歩の農業経営をされております。

農機具といたしましては、トラクター、耕耘機、田植機、コンバインなどを所有し、ご夫婦で水稲、露地野菜を作付しております。

今回の農用地利用集積計画では、貸手が5人、借人が1人、筆数が11筆、面積が8,597㎡の利用集積計画となりました。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第48号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第48号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました。

それでは、おととい10月24日に農地利用最適化推進委員で農地パトロールを実施しております。野島喜代史推進委員から報告を求めます。

野島推進委員 それでは、おととい実施いたしました農地パトロールの報告をいたします。

パトロールは推進委員3名と事務局2名で、座間地区と新田宿地区を回りました。

まず最初に、中河原の土砂を入れられたところと、新田宿のテントの違反転用の場所を確認いたしました。また、後ほど事務局から報告がありますが、違反転用につきましては、早期発見と迅速な対応が非常に重要だと感じました。

次に、以前からの遊休農地につきましては、一部伸びていた草が刈り取られ、是正されているところもありました。また、水路のグレーチングが盗まれたところには、柔らかいラバーポールが設置されているのを確認いたしました。

今後ですが、12月に入谷、四ツ谷地区、来年2月に栗原地区のパトロールを実施する予定でございます。また、併せまして新規就農者の圃場や農地法3条で所有権移転した農地の状況も確認する予定です。

報告は以上です。

議 長 委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局からは何かありますか。

その他

- ・令和5年度農地利用状況調査基本方針について
- ・あっせん希望農地調査書について
- ・違反転用について
- ・神奈川県農業委員会活動推進大会について

議 長 まだ農業委員会定例総会を閉めていませんので、また後で話をさせていただきます。

私から一言ご報告をしたいと思うのですが、農業委員会で農業従事者の方と意見交換会をしたいと思っています。農業従事者というのはいろいろありますけれども、認定農業者会の方と、今のところ11月17日、米ディの2階で意見交換会をしたいと思います。

議題については、「行政への意見要望について」ということと「10年後の座間市の農業について」という二つを議題にいたします。

「行政への意見要望について」ということは、例年、農業委員会で国・県へ要望を出しています。そして農振部会で取りまとめているのですが、私の知る限りだと、6年も7年も前から、ずっと同じ要望書の文章をただいじっただけで国・県へ出しているような、それがいつも継続で返ってくる、そんな状況です。ですから、現実に農業従事者の方が今何を求めているのかというところを全く、現時点の国・県への要望書というのが反映されていない、どこまで反映されているかというのも不明確なところがあるので、今後については、現実に農業従事者が今何を求めて、どうしたいのかという意見を聞きたいと思っています。

意見交換会という形なので、正直、公開する手元の資料がないので、とにかく意見を聞く。意見を聞いて、それを1年たったら、その意見に対して国・県へどういう要望をする。また、場合によっては市への要望になろうかと思うのですが、その結果というのは、毎年、意見交換会をやりたいと思っていますので、そこでまたお知らせをしようと思っています。

もう1点が、「10年後の座間市の農業について」、これを議題にしようと思っています。このことについては、人・農地プランが今年4月から地域計画という形で法定化されております。地域計画の中に目標地図の作成というのがございます。10年後の座間市の農地を、誰がどういうふうに作付をするか、そこまで書き込むような地図でございます。

このことについては、7月に皆さん委員になってすぐ研修を受けたと思うのです。研修のテキストの農業経営基盤強化促進法、テキストの3に出ております。それをもう一回よく確認をしていただきたいと思います。これは事務局に確認したところ、神奈川県下市町村に11月に地区計画についての説明会があるようなのです。その説明会を受けて、また皆さんにご報告をしたいと思いますが、いずれにしても、11月17日、認定農業者会と意見交換をしますので、「今の10年後の座間市の農業について」というのは、どんなふうになっているかということをごつくばらんにお聞きして、それを地域計画、目標地図の作成に生かしていければと思っています。

私からは以上です。

若菜農地部会長 （2）の10年後なのですけれども、今、座間の農業をやっている人の平均年齢は幾つぐらいだと思いますか。死んでしまいますよ、みんな。多分ほとんどの人が死んでしまっているかもしれないのだから、10年後なんかというのは死後ですよ。2年、3年後ですよ。というふうに認識していただきたいのです。そんな悠長なことをやっている場合ではないんですよ。

議長 国からのこの地域計画というのは、国からの作成要望、その中では10年後ということをやっていますので。ただ、10年後がリアルに人がいないです。それでも、先ほどの〇〇さんですか、ああいう方がもっと大々的にやる、その辺もまた認定農業者の会でいろいろ話をした中で、どういう絵が描けるかというのは、これからです。全く今、若菜委員が言われたとおり、本当に10年後に誰がやっているのかという意見というのはもっともだと思います。

そういう中で、どういう絵が描けるか、これが令和7年3月までの2年間の策定期間、その中で取りまとめるということで、農業委員会については、目標地図の素案の作成です。要するに、どこの土地に誰がいて、その方が今後も農業をやるのか、やらないのか、規模を縮小するのか、拡大するのか、その辺を取りまとめます。あと、その先は市で対応していきますけれども、多分、地域説明会の中では、農業委員の方が

コーディネーターという形で個々に参加するような格好になろうかと思しますので、まずは地域計画というのは何というところを、先ほどお話をしたテキストを見ておいてください。

若菜農地部会長 地区によって計画は違うと思うのです。座間市の計画と海老名市の計画では全然違うはずなのです。10年というのがすごく気になってしまうのだけれども、認定農業者には任期ないかもしれませんが、農業委員の任期は3年ですから、もしよかったら座間市だけ3年にしてもらえませんか。3年、3年で。10年後なんか自分がどうなっているかも分からないし、座間の農業がどうなっているかも分からないし、自分が百姓をやっているかどうか分からないですよ。だから、発表なんかできない。

議長 国の施策として10年後という話が出ているので、10年後の取りまとめで、そういう中で今の意見もあるでしょう。そういうものをどう扱っていくかというのは、まだスタートしたばかりですから、その辺は今後、詰めていくという話です。

今の段階で、できないよという話ではなくて、やっていって、こういう状況だから無理だよという、段階を積んで、とにかく計画を進めていきたいと思います。

若菜農地部会長 すみません。みんな10年後の農業などは分からないと思います。ただ、みんな集めて、どうなっていますかと言ったら、分かりませんで、それで終わってしまいます。意見をもっと多く出してもらったのなら、身近なことからやってください。座間は座間です。

議長 今言われているのは分かるのですがけれども、取りあえずスタートするに当たって、今おっしゃるような話が出れば出たで、それはそれでしようがない話だと思います。その後、だんだん目標地図の素案を作成して、そのときにはまた皆さんに集まってもらうので、その中で、うちはできる、できない、この農地を集約できるか、できないか、そういう具体的な話になってこようかと思しますので、今の段階では、そういう懸念があるということは理解いたします。

以上です。よろしいですか。

市川委員 若菜農地部会長の言うことも分かるのですがけれども、今現在、確かに70代が中心になってやっていますけれども、いずれにしても、この調整区域の農地というのを誰かが守っていかなければならないわけです。こういうふうな場をすることによって、認定農業者の中でもまだ30代から、まだ若手がいます。まだ我々現役の人たちの息子たちも会社勤めをして、もしかしたら辞めて営農するかもしれないし、そういうふう

根っから否定するのではなくて、1回この会をやってみて、みんなで5年、10年先の農業、座間をどういうふうにしたいのか。後継者不足であるならば、どうやって後継者を見つけて育てようか、そういったものを議論する場合でも、やはり今までやったことのないことですので、取りあえずはやってみるということに私は賛成なので、否定をあまりしないでください。

若菜農地部会長 否定するわけではないけど、10年後というのが想像できないのでね。

議 長 それではいいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 以上で、令和5年第10回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時25分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

5 番 _____

12 番 _____